維新府政の国保大改悪から府民を守る取り組みを 20191107 党大阪府議団事務局 大西

1 全国的にも異常な大阪の国保料値上げ(**資料P1**)

- ・30代・夫婦と未成年の子ども2人・年収300万円の場合、43市町村中38市町で値上げ
- ・65歳以上74歳以下の夫婦で年金月12万円ずつの場合、39市町で値上げ
- ○全国的にも突出(資料 P 2)

2 維新府政の国保値上げ計画 — 国保料「府内一本化」

- (1) 大阪府国保運営方針(2018~20年度版)
 - ○「府内どこに住んでいても、同じ所得・同じ世帯構成であれば同じ保険料額」(「運営方針」)→保険料率、条例減免の「府内一本化」
 - ○法定外繰り入れをなくす
 - ○激変緩和措置(2018~23年度の6年間)
- (2) 市町村を従わせる仕掛けが
 - ①「赤字解消・激変緩和措置計画」を市町村から提出させ促進(資料P3)
 - ②一本化の標準保険料率とともに、激変緩和措置を加味した市町村ごとの標準保険料率を設定し誘導**(資料P4)**
 - ③「2号交付金」で従わない市町村にペナルティ(**資料P5~11**)
- (3) 国保料値上げとあわせた国保全体の改悪が
 - ○減免制度(国保料、窓口負担)の改悪
 - ○行き過ぎた収納強化
 - · 「大阪府域地方税徴収機構」

3 市町村での論戦と運動を

- (1) 市町村国保の独自性を堅持する
 - ○「府運営方針」や府の「標準保険料率」に強制力はない

「市町村は、都道府県国民健康保険運営方針を踏まえた国民健康保険の事務の実施に努めるものとする。」(国保法八十二条の二第8項)

「市町村は、都道府県の示す標準保険料率等を<u>参考に</u>、…保険料率を定め」る。 (国民健康保険における納付金及び標準保険料率の算定方法について(ガイド ライン)平成29年6月)

- ・法定外繰り入れは引き続き市町村の権限(**資料P12、13**)
- ・繰り入れなしを前提に算定されている標準保険料率に従う義務もない
- ・6年間の激変緩和期間だけでなくそれ以後も
- ○独自の国保料設定、条例減免、法定外繰り入れを維持するよう求める
- ○府によるペナルティも試算し負担するよう求める(**資料P14**)
- (2) 国・府の国保政策の根本転換を迫る
 - ○国に1兆円公費負担増で均等割・平等割廃止を求め、協会けんぽ並みに
 - ○府に「都道府県化」強制中止、ペナルティの撤回を求める

						モデルク	ァース	別国	保料	201	8年度と	2019	9年度	の比	較					
	30歳代夫	婦と未成帯で年収			の4人	40歳代シ ども2人の	3人世帯				65歳以上7	74歳以7 金月127			しで年	65歳以上7	74歳以7 万円ず			金月12
	2019年度 保険料(円)	2018年 比	度との :較	2009年月		2019年度 保険料(円)	2018年 比		2009年月		2019年度 保険料(円)	2018年 比		2009年) 比		2019年度 保険料(円)	2018年)		2009年 比	
大阪市	300, 355	- 4637	98. 48%	+ 14734	105. 2%	164, 284	- 2407	98.6%	+ 14829	109. 9%	21, 034	- 412	98. 1%	- 183	99. 1%	30, 102	- 99	99. 7%	+ 1124	103. 9%
堺市	297, 182	+ 1225	100. 41%	- 41665	87. 7%	163, 338	+ 3598	102.3%	- 10547	93. 9%	19, 746	+ 124	100.6%	- 738		28, 648	+ 235	100. 8%	- 3176	90.0%
岸和田市	337, 070	+ 18327	105. 75%	+ 41160	113. 9%	181, 587	+ 11098	106. 5%	+ 33917	123.0%	24, 198	+ 1314	105. 7%	+ 4278	121. 5%	35, 886	+ 2034	106. 0%	+ 6486	122. 1%
豊中市	301, 184	+ 6886		- 5400	98. 2%	158, 552	+ 4484			100. 4%	19, 925		104. 5%			30, 420		103. 7%	- 866	/ -
池田市	343, 372	+ 14487			115.0%	182, 612	+ 9657		+ 31418		21, 195			+ 2954		32, 883				106. 8%
吹田市	308, 938	+ 6321	102. 09%	+ 99202	147. 3%	173, 794	+ 6182	103. 7%			25, 248	- 636	97. 5%			32, 633				127. 6%
泉大津市	322, 533	+ 4405			100.6%	172, 931	+ 2815		+ 3976		23, 165	+ 327	101. 4%		114. 9%	34, 355	_		+ 3506	
高槻市	275, 292	+ 14784	105. 68%		138. 1%	155, 086	+ 9255		+ 39172	133. 8%	21, 922	- 542	97. 6%	- 53	99. 8%	26, 647	+ 314	101. 2%	+ 2016	108. 2%
貝塚市	337, 070	+ 18942	- '	+ 670	100. 2%	181, 587			+ 8257	104. 8%	24, 198	+ 1360	106. 0%		125. 2%	35, 886		106. 2%		121. 7%
守口市	337, 070	+ 18942		- 33937	90. 9%	181, 587	+ 11470		- 3121	98. 3%	24, 198		106.0%		149. 7%	35, 886	_	106. 2%		111. 0%
枚方市	300, 042	+ 6207	102. 11%		123.0%	162, 784	+ 8551	105. 5%	+ 33281	125. 7%	19, 620	+ 756	104. 0%		111. 4%	28, 683	+ 1260			114. 1%
茨木市	312, 852	+ 5238	101. 70%		122. 3%	164, 804	+ 2670	101.6%	+ 30905	123. 1%	22, 487	+ 673	103. 1%		125. 4%	33, 249	+ 1044	_		118. 7%
八尾市	330, 322		, ,		122. 9%	177, 507	+ 8259		_	126. 4%	19, 122	- 39	99. 8%		111. 9%	30, 069			+ 3675	
泉佐野市	337, 070	+ 18942		+ 8444	102.6%	181, 587	+ 11470			105. 5%	24, 198	+ 1360				35, 886	+ 2102		+ 6582	122. 5%
富田林市	343, 533	+ 19113		+ 20458	106. 3%	185, 910			+ 15052	108. 8%	23, 850	+ 4140			117. 7%	35, 250		116. 6%		111. 8%
寝屋川市	298, 626	0	100.0070	- 37554	88. 8%	157, 895		100.0%	- 20745	88. 4%	16, 686		100.0%	- 3870		26, 550		100.0%	- 5724	82. 3%
河内長野市	328, 678	+ 10550			110.0%	177, 734	+ 7618			112. 7%	23, 595		103. 3%		117. 0%	34, 992	+ 1207		+ 3492	111. 1%
松原市	346, 192	+ 8506			112. 7%	185, 346	+ 6988	103. 9%		116. 9%	24, 036					35, 647	+ 1862		+ 6091	120. 6%
大東市	325, 448	+ 10289			109. 2%	175, 492	+ 6896			111. 5%	22, 012			+ 1312		31, 863	+ 1319			
和泉市	326, 586	+ 17541	105. 68%	+ 27954	109. 4%	175, 408	+ 10795		_	112. 5%	22, 500		106. 8%			33, 444			+ 5148	
箕面市	335, 094	+ 22299				171, 658	+ 8696			111. 9%	23, 310					34, 650		105. 5%		111. 3%
柏原市	335, 650	+ 17522		+ 29089	109. 5%	180, 938	+ 10822	106. 4%	+ 19821	112. 3%	24, 102			+ 4014		35, 744			+ 5000	
羽曳野市	308, 091	+ 9946		- 5172	98. 3%	168, 175	+ 9804	106. 2%	+ 4802	102. 9%	22, 122	_	_	+ 2718		32, 808	+ 1146	_		108. 9%
門真市	328, 020	+ 10592				168, 846	+ 4947	103.0%	+ 5517		19, 836	-		+ 1716		30, 933			+ 2553	
摂津市	311, 671	+ 17812			116. 4%	169, 830	+ 10841	106. 8%	+ 29986	121. 4%	22, 188			+ 3288		32, 902	+ 1749			112. 1%
高石市	337, 070	+ 15287	104. 75%	+ 44181	115. 1%	181, 587	+ 10320	106.0%	+ 33178	122. 4%	24, 198	+ 2088	109. 4%		130. 3%	35, 886		109. 1%		125. 9%
藤井寺市	337, 070	+ 18942		- 9550	97. 2%	181, 587	+ 11470	,,,	+ 4247	,,,	24, 198					35, 886			+ 2406	
東大阪市	309, 210			- 28620					- 13184								+ 3513			
泉南市	341, 403			+ 64353					+ 35145					+ 1278		33, 228	+ 3846			
四條畷市	316, 133			+ 21937					+ 19489					+ 2047					+ 3073	
交野市	320, 752			+ 52632					+ 36691					+ 2194		32, 513	_			
島本町	337, 070			+ 100358					+ 52488				_	+ 6126		35, 886	+ 2102			
豊能町	314, 111			+ 83901					+ 42948				_	+ 4770		33, 930			+ 6930	
能勢町	318, 687			+ 42367					+ 23294				_	+ 1624		32, 335	+ 2335			
忠岡町	329, 964			- 16696			+ 8212							+ 4914			+ 1355			
熊取町	333, 254			+ 48179					+ 29423			+ 2902				34, 455				
田尻町	305, 220			+ 34200					+ 14273			+ 1321				31, 406	+ 2222			
阪南市	337, 070			+ 25400					+ 15727					+ 4578		35, 886	+ 2102			
岬町	331, 351			+ 69586					+ 40386					+ 5704		35, 274	+ 1687			
太子町	302, 357			+ 20241					+ 11186					+ 1250		31, 138				105. 8%
河南町	299, 053	_		+ 21280					+ 15886				_	+ 1700		31, 319				
千早赤阪村	259, 224		98. 96%				+ 2416						99. 7%			27, 438			- 2566	
大阪狭山市	304, 977	+ 6085	102. 04%	- 26023	92.1%	160, 967	+ 411/	102.6%	- 14109	91.9%	20, 851	+ 667	103.3%	+ 271	101.3%	31, 532	+ 868	102. 8%	- 508	98. 4%

度国保料 **0** 用

都市圏に恒上げ

大阪分割・東京ら割の自治体

高すぎる国民健康保険料・税が、20 19年度も大都市圏を中心にさらに高騰 しています。各市区町村の印年度改定料 率をデル世帯で計算すると、全市区町 村の動向が分かった犯都府県のうち大阪 府は9割、東京都は6割、広島・神奈川 両具は5割にのぼる自治体で値上げされ たことが分かりました。国民生活を無視 して大幅・連続値上げを迫る安倍政権 と、国言いなりの自治体の姿勢が鮮明に なっています。

調査は日本共産党が おいなったものか、 ・4人世帯(3代夫妻 と子ら入)」をモデル に集計しました。 安倍政権が以手度か

ら実施した「国保の都 道府県化」で、市区町 村に大幅・連続値上げ の圧力をかけるなか、 約5040の市区町村で モデル世帯が値上げさ

4 R

れました。 今月中旬までの調べ では年夏の攻定伏兄が 分かった上560目治 体のうち、値上げした のは430-自治体。 20 年度と同様に全体の約 三多(多の・以)層の めており、半数近い約 る00の自治体は2年 以上の連続値上げを強

全市区町村の状況が 分かった
犯
都
応
県
の
う ち、値上げした自治体 数の割合が断トツで多 いのは大阪府。 4市町 村のうちの・ア%の設 市町にのぼりました。 田尻町の値上げ幅が存 内最大で、年4万円増 の铅石ら千円に、松原 市の年額が存内最高 で、一万一十円増の切 万3千円になりまし

国保の都道府県化 国保財政の運営責任を 市区町村から都道府県に移すもの して、独自の国民料軽減などをやめさせるた 都道府県が市区町村に示す「標準保険料 率」に合わせた値上げへと誘導する仕掛けを 設けています。

大阪府の次に、3。 ら%にあたる切市区町 村が値上げした東京 郡、同況・2%の広島 県、
い。
ら
%
の
神
奈
川 県―と続いています。 東京都では、千代田区 をのぞく
改区が
ひ年連 続の値上げを強行して S张节°·

「給与年収240万 円の単身世帯」のモデ

ルで計算しても、全体 は同様の傾向で、大阪 府や東京都を中心に含 割近い約415自治体 が値上げしました。大 都市圏は人口が集中し ており、多数の加入音 世帯に値上げが直撃し たとみられます。

国保加入者は、非正 規雇用の光働者や退 職後の高齢者が大半を

占めています。加入者 の貧困化の一方で国が 国庫負担金を減らし続 けたため、国保料は冒 頭の4人世帯の場合、 中小企業の労働者が 加入する協会けんぽ の保険料よりら倍以上 も高騰している自治体 が各地に生まれていま

国民生活を守るため にも、不平等。不公平 な現行制度を正すため にも、国軍負担金の大 偏階額で国民付を依本 的に引き下げる道へと かじを切る持です。

(惣田大渕)

D 料・税を値上回治体の割合

																												•		٠.	-			
而 近 新	39	40	12	17	∞	23	24	17	2	တ	ı —.	13	ဖ	10	9	-	óO	တ်	14	īC	9	က	က	2	ဗ	. 2	7	က	2	 1	1−− 1	0	るがい。	Į
劉令	90.7	: ا	52.2	1 -	47.1	42.6	_ •		36.8		34.5		31,6	۰	28.6		ا ا	۱ .	22, 2			15.8	12.0	11.8	11.1	11.1	10.0	8.0	8.0	5.3	5.0		の政定対熱系を同び	
	1	顶弯							灵属					1	1						1 1	- 1	画	. !					引属	1層	影	一遍	长%] { ! (
		1	l -	וקאו					島根			- 1	- 1	,	- 1				福田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田	- 1		- 1	商人	- 1	十二	大分	預		炎田		類短	川 国	図が	
	· (-)	<u>(0)</u>	(c)	4	(D),	<u>©</u>		.@	<u></u>				<u> </u>		9	9		(2)	9	8		(3)	(8)	(3)	(8)	(8)	<u>.</u>	8	8	8	(E) :	8	全かれた	177

						ž	去定外	繰入解	消計画(7	戶円)								府	内-	一本	化へ	·の全	ì流田	5期((年度	Ē)	
		-		国定	 義							大阪府	定義					且	国保米	斗率			<u>_</u>	3保料	減免	制度	
	「解消すべき」額	H30年度	H31年度	H32年度	H33年度	H34年度	H35年度	合計	「解消すべき」額	H30年度	H31年度	H32年度	H33年度	H34年度	H35年度	合計	Н30 Н	31 H3	2 H33	3 H34	H35	H36 H	30 H31	H32	нзз Н	134 H3	35 H
大阪市	5,266,397	5,258,032	0	0	0	0	8,365	5,266,397	8,716,285	8,707,920	0	0	0	0	8,365	8,716,285					J	統一					紛
界市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0					_				統一統		
岸和田市	184,593								258,823					_			統	一 統-	- 統-	- 統一	統一		統一	統一	統一統	č一 統·	_
豊中市	422,499	94,806	95,242	94,532	5,781	5,633	5,373	301,367	715,020	142,532	245,483	98,500	9,494	· ·	8,824	514,084						統一		\perp			希
沙田市	17	0	17	0	0	0	0	17	138,016	0	2,844	5,655	4,241	125,276	0	138,016			<u> </u>	統一	統一			\perp	紡	統一 統一	
吹田市	316,106	0	0	0	8,000	308,106	0	316,106	242,214	175,552		0	0	106		175,658		4	_	<u> </u>		統一		$\perp \perp \downarrow$			f
泉大津市	30,000	0	0	0	0	0	0	0	81,850	0	27,300	0	27,300	0	27,250	81,850		- 統-	- 統	- 統一	統一		\perp	1			á
高槻市	0								0									<u> </u>		<u> </u>		統一		$\downarrow \downarrow \downarrow$			f
貝塚市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		統一統						 	1			希
0 守口市	0			!					198,205		1						統一統	<u>- 統-</u>	- 統-	- 統一			_ 統一	統一	統一 統	<u>:- 統</u> -	
1 枚方市	50,000								95,823											-		統一	-	1,4	<i>*</i> +		- A
2 茨木市	0	19,000	28,500	28,500	28,400	28,500	28,500	161,400	0	19,000	28,500	28,500	28,400	28,500	28,500				1				_ 統一		統一統		
3 八尾市	0					-			100,000	0	0	0	100,000	0	0	100,000	64	- ,			統一				統一統	:- 統-	
4 泉佐野市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		統一統	─ 統-	- 統-	統一	+			+			糸
5 富田林市	0	0	0	0	0	0	0	0	37,365		0	0	9,341	9,341	9,341	28,024					_	統一	+	++			糸
6 寝屋川市	31,435	31,435	0	0	0	0	0	31,435	112,961	▲ 87,039	未足	未定	未定	未定	未定	▲ 87,039	A.L. A.L.	6.1.				統一		+			糸
7 河内長野市	0								0								統一統	— 統-	- 統-	- 統一					64 66	- 64	Á
8 松原市	76,937								67,340			_								<u> </u>	_		_ 統一		統一統		
9 大東市	360,000								65,187	0	0	0	65,187	0	0	65,187		_		_	-	統一	-	+	統一統	.— 統-	
0 和泉市	65,958	10,993	10,993	 	10,993	10,993	10,993	65,958	70,872	11,812	11,812	11,812	11,812	11,812	11,812	70,872				 	_	統一		+-+		+	糸
1 箕面市	400,001	102,904	297,097	 	0	0	0	400,001	87,949	50,896	7,411	7,411	7,411	7,411	7,411	87,949	44 44	//-	/	/ ₄	_	統一		+	-+	+	希
2 柏原市	5,386	0	4,232	0	0	1,154	0	5,386	36,620	0	4,232	0	0	0	0	4,232	統一統	一 統-					+-	+-+			希
3 羽曳野市	0	0 000		0	0	105.000	0	107.000	107.000	05.455	10010	10,000	10 104	10.104	10.104	110.404		_	-	 		統一統一		+-+	+	+	糸
4 門真市	197,392	2,392	10,000	14,000	14,000	195,000	14.000	197,392	137,608	35,155	16,019	13,938	18,124		18,124	119,484			-	-		統一	+	+			新
5 摂津市	165,827	97,827	13,000	14,000	14,000	13,000	14,000	165,827	205,118	119,191	13,000	14,000	14,000		31,927	205,118	4+	4±	4+	44	統一		+	+		45	一 希
6 高石市	0	0	0	0	0	. 0	0	0	42,000	32,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	42,000	統一統		_	_				+	_	171.	- 市
7 藤井寺市	0	0		0	0	0	0	0	55,000	13,000	6 206	0	210,000	0	0		70T 10T		- 初二	170		統一	+	+		+	_
8 東大阪市	0	0		0	0	0	0	0	675,668 32,080	340,688	6,286	8,020	319,980 8,020		8,020	666,954 32,080		+	+	+		統一	+-	+	-	+	糸
9 泉南市 0 四条畷市	0	0	0	0	0	0	0	0	52,389	0	0	8,020	8,020	8,020	8,020	32,080	+	+	+-	+		統一	+-	+	-	+-	糸
0 四宋 吸巾 1 交野市	0	٠		1		U			10,000	0	"	"	"	"	0	"		+-		+		統一	+	+-+	-	+	糸
2 島本町	0			-					319		-						統一統	\$#_	_ \$#_	<u> </u>				 **	4 47	F- \$4	
2	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·								96	96				0		96	ŋyL 케JC	191	HVC.	dyl.		統一統一	476	dàr dàr	וקון יומוי	. INC.	糸
3 豆能叫 4 能勢町	0								90	30	0	-	 			30	-	-	+	+				- -	統一統	F \$#	_
5 忠岡町	5,072	5,072	<u> </u>	1	0	0		5,072	5,972	5,972	0	n		0	n	5,972	华本	— <u>\$</u>	- 44	- * * * - * * * * * * * * * * * * * * * * * *					統一統		
6 熊取町	3,072	0,072	0	0	0	0	0	0,072	2,788	0,872				n		0,072	קענ	ועונ	dyr.	47L					統一統		
7 田尻町	0			-	0		- 0		545	0		ļ ^v	ļ	ļ			-+	+	+	+					統一統		
8 阪南市	53,224	6,560		46,664		0		53,224	25,683	6,560	5,820	7,484	5,819			25 683	統一統		_ _ 絲-	- - - - - -			- dyr	45r		t 統 統 ·	_
9 岬町	00,224	0,500	0	40,004	0		0	00,224	20,000	0,500	3,020	7,404	3,019			20,000	4가도 4가	- III	- 49L	กุงเ		統一	+-	+	ועוי	, INC	彩
0 太子町	0								2,000	333	333	333	333	333	333	2,000	\dashv	+	+-	+		統一	+-	+	_	+	糸
1 河南町	3,630				-				3,670	333	333	333	333	333	333	2,000		+-	+	+		統一	-	+		+	希
2 千早赤阪村	3,030								3,070		:								+	+		統一	+-	+	-+	+	糸
3 大阪狭山市									9,005	3,315	5,690		n	0		9,005	\dashv	+	禁	- 新	統一			- 編二	統一統		
3 入阪公田川 F合計	7,634,474	5,629,021	449,081	194,689	67,174	562,386	67,231	6,969,583		9,576,983	 		631,462	233,174		11,177,909		12 1	2 1·	4 15	 	43	9 11	+		-	16

令和元年度 都道府県標準保険料率 及び 市町村標準保険料率 算定結果

平成28年度からの一人当たり診療費の伸び率(推計)(単年度)

【算定結果】

1 市町村標準保険料率(大阪府統一保険料率)

	平等割	τ
介護分	均等割	19,134円
	所得割	2.58%
	平等割	日868'6
支援金分	均等割	9,249円
	所得割	2.69%
	平等割	31,799円
医療分	均等割	29,713円
	所得割	8.57%

※市町村標準保険料率(統一保険料率)とは、都道府県内の保険料算定ルールにより、算定するもの(大阪府による激変緩和措置を講じる前の保険料率)。 (医療分、支援金分は3方式(所得割、均等割、平等割)、介護分は2方式(所得割、均等割)で算出)

2 市町村標準保険料率

4		医療分			支援金分			介護分	
£	所得割	均等割	平等割	所得割	均等割	平等割	所得割	10等割	平等割
阪 市	8.57%	29,713円	31,799円	2.69%	9,249円	日868'6	2.58%	19,134円	I
中	8.17%	28,327円	30,315円	2.69%	9,249円	日868'6	2.58%	19,134円	I I
和田市	8.57%	29,713円	31,799円	2.69%	9,249円	日868'6	2.58%	19,134円	1
中	7.49%	25,992円	27,816円	2.65%	9,140円	9,782円	2.53%	18,780円	-
H	8.57%	29,713円	31,799円	2.69%	9,249円	9,898円	2.58%	19,134円	1
田	8.18%	28,374円	30,366円	2.69%	9,249円	日868'6	2.58%	19,134円	
大 禅 市	8.28%	28,722円	30,738円	2.49%	8,577円	9,179円	2.39%	17,704円	
	7.54%	26,143円	27,978円	2.69%	9,249円	868,6	2.58%	19,134円	
极市	8.02%	27,811円	29,763円	2.37%	8,175円	8,748円	2.28%	16,875円	
	8.57%	29,713円	31,799円	2.69%	9,249円	日868'6	2.58%	19,134円	NA SERIE AND
方 市	7.33%	25,407円	27,191円	2.69%	9,249円	日868'6	2.43%	18,017円	Anders refered the brates and better better freedom hands and services are services and services are services and services and services and services and services
₩	7.76%	26,929円	28,819円	2.69%	9,249円	日868'6	2,49%	18,423円	The second of th
	8.25%	28,621円	30,630円	2.52%	8,687円	9,297円	2.36%	17,459円	1
佐 野 市	8.57%	29,713円	31,799円	2.69%	9,249円	日868'6	2.58%	19,134円	1
田林市	8.53%	29,572円	31,648円	2.69%	9,249円	9,898円	2.58%	19,134円	
屋川市	7.71%	26,737円	28,614円	2.69%	9,249円	日868,6	2.45%	18,127円	
内長野市	8.57%	29,713円	31,799円	2.69%	9,249円	日868'6	2.58%	19,134円	-
	8.49%	29,453円	31,521円	2.69%	9,249円	日868'6	2.58%	19,134円	1
東中	8.23%	28,560円	30,565円	2.69%	9,249円	9,898円	2.58%	19,134円	1
Ì	8.01%	27,789円	29,740円	2.68%	9,244円	9,892円	2.37%	17,531円	ı
1	8.45%	29,312円	31,370円	2.62%	9,026円	8,660円	1.87%	13,871円	1
原市	8.52%	29,559円	31,634円	2.69%	9,249円	9,898円	2.58%	19,134円	1
鬼 野 市	7.60%	26,371円	28,222円	2.69%	9,249円	9,898円	2.57%	19,046円	1
雪田	7.66%	26,552円	28,416円	2.69%	9,249円	9,898円	2.42%	17,962円	ı
世	8.40%	29,132円	31,176円	2.69%	9,249円	9,898円	2.58%	19,134円	1
	8.57%	29,713円	31,799円	2.69%	9,249円	9,898⊞	2.58%	19,134円	1
#	8.57%	29,713円	31,799円	2.69%	9,249円	日868'6	2.58%	19,134円	ı
大阪市	8.26%	28,641円	30,652円	2.69%	9,249円	9,898⊞	2.58%	19,134円	ı
南市	8.57%	29,713円	31,799円	2.69%	9,249円	9,898⊞	2.58%	19,134円	1
條 畷 市	7.78%	26,973円	28,867円	2.69%	9,249円	日868'6	2.58%	19,134円	1
田 田	7.90%	27,414円	29,338円	2.62%	9,016円	9,649円	2.58%	19,134円	1
	8.57%	29,713円	31,799円	2.69%	9,249円	9,898円	2.58%	19,134円	-
票町	8.22%	28,504円	30,505円	2.69%	9,249円	日868'6	2.44%	18,088円	ı
数 町	8.29%	28,736円	30,754円	2.59%	8,905円	9,530円	1.94%	14,344円	
国	8.33%	28,902円	30,931円	2.69%	9,249円	9,898⊞	2.58%	19,134円	-
取 町	8.57%	29,713円	31,799円	2.69%	9,249円	日868'6	2.58%	19,134円	The fact of the fa
尻 町	7.91%	27,449円	29,375円	2.69%	9,249円	日868'6	2.39%	17,707用	e i i dele de la manifesta de la desenta de la managaria de la manifesta de la manifesta de la manifesta de la
極	8.57%	29,713円	31,799円	2.69%	9,249円	9,898⊞	2.58%	19,134円	1
由	8.38%	29,048円	31,087円	2.69%	9,249円	日868'6	2,58%	19,134円	•
	7.63%	26,453円	28,310円	2.60%	8,963円	9,592円	2.48%	18,366円	
垂	8.52%	29,562円	31,637円	2.69%	9,249円	日868'6	2.58%	19,134円	1
赤阪	7.11%	24,666円	26,397円	2.69%	9,249円	9,898円	2.58%	19,134円	3
阪狭山市	7.99%	27,713円	29,658円	2.69%	9,249円	9,898円	2.51%	18,570円	1

※市町村標準保険料率とは、都道府県内の保険料算定ルールにより、算定するもの(大阪府による激変緩和措置を講じた後の保険料率)。 (医療分、支援金分は3方式(所得割、均等割、平等割)、介護分は2方式(所得割、均等割)で算出) ※6年間の激変緩和措置期間については、実際に各市町村が賦課する際の保険料率は、この保険料率と異なる場合がある。 ※平成28年度保険料収納必要額(決算ベース(繰入なし))と令和元年度保険料収納必要額(繰入なし)を比べ、一人当たり保険料額が上昇する市町村には、保険料の各区分(医療分・支援金分・介護分)ごとで激変緩和措置を講じている。

3 都道府県標準保険料率

医乳	医療分	支援	支援金分	介置	介護分
所得割	均等割	所得割	均等割	所得割	均等割
8.21%	47,537円	2.67%	15,341円	2.52%	18,788円
To the state of th					

※都道府県標準保険料率とは、全国統一の保険料算定ルールにより、都道府県比較を行うもの。 (2方式(所得割、均等割)で算出) ※大阪府による激変緩和措置を講じた後の保険料率。

2019.10.31

令和元年度大阪府国民健康保険保険給付費等交付金条例第三条第二号に基づく 保険給付費等交付金特別交付金交付基準

国民健康保険法(昭和33年法律第192号。以下「法」という)に基づく大阪府国民健康保険保険 給付費等交付金条例(平成29年大阪府条例第99号。以下「条例」という。)第3条第2号及び大阪 府国民健康保険保険給付費等交付金交付要綱第5条第2号ニに定める特別交付金(以下「特別交付 金(府繰入分)」という。)の交付基準については、次のとおりとする。

(交付区分)

- 第1 特別交付金(府繰入分)は、条例第3条第2号に規定する額を、次の(1)から(3)までに掲げる区分(以下「交付区分」という。)に応じ、それぞれ定める割合により交付する。
 - (1) 財政の健全性の確保・向上 10分の3
 - (2) 広域化の推進 10分の3
 - (3) 健康づくり・医療費適正化の促進 10分の4

(各市町村への交付額)

第2 各市町村に交付する特別交付金(府繰入分)の交付額は、当該市町村について、この基準の 定めるところにより交付区分ごとに算定された額の合計額とする。この場合において、交付額 に千円未満の端数が生じたときは、これを四捨五入するものとする。

(財政の健全性の確保・向上、広域化の推進及び健康づくり・医療費適正化の促進に係る交付額の算定)

第3 交付区分のうち「財政の健全性の確保・向上」、「広域化の推進」及び「健康づくり・医療費 適正化の促進」における特別交付金(府繰入分)の算定は、この基準に定める算定方法及び評 価基準に従い行うものとする。

(評価点数による交付額の算定)

第4 交付区分のうち、「財政の健全性の確保・向上」、「広域化の推進(先駆的・広域化の推進に向けたシステム改修推進事業を除く)」及び「健康づくり・医療費適正化の促進(非肥満血圧高値者・血糖値高値者への受診勧奨推進事業を除く)」に係る交付額は、それぞれ第5、第7及び第10に定めるところによる評価点数に応じて、次のとおり算定する。

〔(体制構築点+評価指標毎の加点) ×被保険者数(退職被保険者を含む)〕により算出した点数を基準として、全保険者の算出点数の合計に占める割合に応じて、予算の範囲内で交付する。 なお、体制構築点は30点とし、被保険者数は平成30年6月1日現在の数値を用いることとする。

(財政の健全性の確保・向上に係る取組状況の評価基準)

第5 交付区分のうち「財政の健全性の確保・向上」については、次に定めるところにより取組状 況を評価する。

1 法定外繰入の削減状況

平成30年度の実績を評価する。

達 成 基 準	加点
① 平成30年度決算において、府が解消すべきものとして整理した決算補	25 点
填等目的の法定外一般会計繰入等を行っていないか。	20 M
② ①の基準は達成していないが、国保運営方針に基づき、決算補填等目	
的の法定外一般会計繰入等の削減の目標年次を定めた個別の計画以上	15 点
に削減しているか。	
③ ①と②の基準は達成していないが、平成29年度と比べて削減している	10 点
<i>γ</i> ₂ ,	

2 既存の累積赤字解消の取組状況

達 成 基 準	加点
① 平成30年度決算において累積赤字額がないか。	25 点
② ①の基準は達成していないが、府基準により対象市町村が策定した赤	r .l t.
字解消計画について、達成しているか。	5 点

3 収納率向上のための取組状況

(1) 目標収納率(現年度分)

平成29年度の実績を評価する。

達 成 基 準	加点
① 平成 31 年度保険者努力支援制度の評価指標 (第4-1(1)①) で示さ	
れた全被保険者数による規模区分の収納率(上位3割)を達成している	25 点
か。	
② ①の基準は達成していないが、平成31年度保険者努力支援制度の評価	
指標(第4-1(1)①)で示された全被保険者数による規模区分の収納	15 点
率(上位5割)を達成しているか。	
③ 別に定める規模別収納率上昇目標値を達成しているか。	10 点

(2) 目標収納率(滞納繰越分)

平成 29 年度の実績を評価する。

達 成 基 準		加点
① 現年度分及び滞納繰越分の合計の収納率が国民健康 づき国が公表する平成29年度の全国平均値を達成してい		15 点
② 滞納繰越分の収納率が平成 28 年度と比較し、1 ポ	5ポイント以上	10 点
イント以上向上しているか。	3ポイント以上	5点
	5ポイント未満	5 M
	1ポイント以上	3点
	3ポイント未満	. 3 点

(3) 滞納整理等の実施

平成30年度中の実施状況を評価する。

達 成 基 準	加点
① 短期証を交付する際に、納付相談等の機会を設ける方針を定めている か。	1点
② 資格証明書については、保険料を納付できない特別な事情の有無を十分に確認したうえで交付するよう方針を定めているか。	1点
③ 1年以上の長期滞納者については、必ず財産調査を行う方針を定めているか。	1点
④ ③の基準を満たした上で、財産調査を行った結果、財産がないと判断 した場合は、滞納保険料の執行停止を行っているか。	1点
⑤ 滞納者が再三の督促、催促にもかかわらず納付に応じない場合は、実情を踏まえた上で差押え等の滞納処分を行う方針を定めているか。	2 点
⑥ インターネット公売を実施した実績があるか。	2 点

(4) 納付環境の整備

平成30年度中の実施状況を評価する(ただし、②については、平成29年度の実績を評価する)。

達 成 基 準	加点
① マルチペイメントネットワーク等を活用した収納対策(口座振替、ペイジー等)に取り組んでいるか。	2点
② 平成29年度の普通徴収に係る口座振替世帯数の割合が、前年度より向上しているか。	3点
③ 口座振替を原則化しているか。	3 点
④ コンビニ収納を実施しているか。	2 点

(5) 収納対策の強化

平成30年度中の実施状況を評価する。

	達 成 基 準	加点
①	収納コールセンターを設置または活用しているか。	2点
2	滞納処分の専門部署を設置または活用しているか。	3 点
3	休日・夜間の相談を実施しているか。	2 点

(6) 適用の適正化

平成 30 年度中の実施状況を評価する(ただし、②・③については、平成 29 年度の実績を評価する)。

達 成 基 準	加点
① 居所不明被保険者の調査について、「取扱要領」を策定しているか。	1点
② 居所不明被保険者の調査を行い、職権による住基抹消を担当課へ依頼 するなど、その解消に努めているか。	1点
③ 全世帯に占める推計賦課世帯及び未申告世帯の割合が、前年度と比較して減少しているか。	1点
④ 日本年金機構と覚書を締結して、国民年金被保険者情報を適用の適正化に活用しているか。	1点
⑤ 未適用者の実態について把握し、その実態に合わせた適用推進を行っているか。	2 点
⑥ 退職被保険者本人に係る適用(届出勧奨及び職権適用を含む)を、適正 にかつ速やかに行っているか。	2 点
⑦ 適正に退職被保険者等の振替処理を行っているか。	2 点
⑧ 退職被保険者の被扶養者に係る税情報との突合調査、職権適用や勧奨 業務を行っているか。	2 点

(7) 職員の能力向上

平成30年度中の実施状況を評価する。

達 成 基 準	加点
年度当初に研修計画等を策定し、都道府県、連合会または関係団体等が	1 45
主催する研修会、事務説明会に職員が計画的に参加しているか。	1点

(8) その他

平成30年度中の実施状況を評価する。

達 成 基 準	加点
収納対策緊急プランまたはこれと同等の計画を策定しているか。	2 点

(広域化の推進)

- **第6** 交付区分のうち「広域化の推進」については、次の区分により算定した額の合計額を交付する。
 - (1) 広域化の推進に係る取組状況
 - (2) 広域化の推進に向けたシステム改修推進事業
 - (3) 先駆的・効果的な取組促進事業

(広域化の推進に係る取組状況の評価基準)

第7 広域化の推進に係る取組状況については、次に定めるところにより評価する。

1 大阪府国民健康保険運営方針(以下「府運営方針」という。)に基づく事務の実施状況 令和元年度中の実施状況を評価する。

_	17月76 (*/文) マクス//Eが行じた日 Щ j る。	
	達 成 基 準	加点
1	府運営方針を踏まえた国民健康保険の事務を実施しているか。	135 点
	i 市町村で設定する保険料率を市町村標準保険料率と同率で設定しているか。	55 点
	ii i には該当しないが、市町村で統一に向けた具体的な保険料率等を 定めた激変緩和計画を策定しているか。	10 点
(I)	iii 保険料賦課限度額を府運営方針に統一しているか。	10 点
内訳	iv 保険料算定時期を府運営方針の算定時期及び期数に統一している か。	10 点
"`	v 保険料減免の基準を府運営方針の別に定める基準に統一している か。	35 点
	vi 一部負担金減免の基準を府運営方針の別に定める基準に統一して いるか。	20 点
	vii 被保険者証年次更新業務の共同処理に参加しているか。	5 点
2	直近の指導監督及び事務打合せで指摘した事項に対して、適切に対応 しているか。	5 点

2 処理システムに係る達成状況

平成30年度中の実施状況を評価する。

1774 00 1 22 1 3 20 00 00 00 00 00	
達 成 基 準	加点
① 事務の標準化を図り、制度改正の度に生じるコストの発生を抑えるた	r.E
めに、市町村事務処理標準システムを導入しているか。	5 点
② 事務の共同化、効率化・コスト削減、広域化、セキュリティ強化等を	
図るために、都道府県内の複数市町村によるシステムの共同利用(クラ	5 点
ウド等) を導入しているか。	

(広域化の推進に向けたシステム改修推進事業)

第8 広域化の推進に向けたシステム改修推進事業については、次に定めるところにより交付する。

1 交付方針

府運営方針、府運営方針に基づく別に掲げる基準及び事務運用(平成30年4年20日付け国 健第1212号大阪府福祉部国民健康保険課長通知。)に定める事務の実施準備のために令和元年 度中にシステムを改修した費用について、次の算定方法により交付する。

2 交付額の算定

交付額 = システム改修費(他の交付金等の対象となっている額を除く) × 交付対象割合 (府内合計交付額の上限を10億円とし、別途定める。)

(先駆的・効果的な取組促進事業)

1 交付方針

府内他市町村が実施していない取組みであり、かつ、他市町村でも実施効果が期待される取組み(以下「先駆的な取組み」という。)を実施する市町村及び各市町村が分析した課題に対する解決策となる取組み(以下「効果的な取組み」という。)を実施する市町村に対して、次の算定方法により交付する。

2 交付額の算定

交付額=所要額(先駆的な取組み及び効果的な取組みの1市町村あたりの上限額を800万円、400万円とする。ただし、府内合計所要額が8,000万円未満となる場合は、予算の範囲内で別途定める。また、先駆的な取組み及び効果的な取組みの交付市町村数について、それぞれ5市町村、10市町村までとする。)

(健康づくり・医療費適正化の促進)

- 第10 交付区分のうち「健康づくり・医療費適正化の促進」については、次の区分により算定した 額の合計額を交付する。
 - (1) 健康づくり・医療費適正化の促進に係る取組状況
 - (2) 非肥満血圧高値者・血糖値高値者への受診勧奨推進事業

(健康づくり・医療費適正化の促進に係る取組状況の評価基準)

第11 健康づくり・医療費適正化の促進に係る取組状況については、次に定めるところにより評価する。

1 医療費水準(被保険者に係る年齢調整後一人当たり医療費の数値)

平成28年度の実績を評価する。

達 成 基 準		加点
① 大阪府平均よりも低い水準である場合	上位 5 位以内	25 点
厚生労働省が公表する「医療費の地域差分析」における	上位 6~10 位	20 点
地域差指数が大阪府の地域差指数未満となっているか。	上位 11 位~	15 点
② 前年度より改善した場合	改善率	20 点
厚生労働省が公表する「医療費の地域差分析」における	上位 5 位以内	20 点
地域差指数が前年度未満となっているか。	改善率	15 点
	上位 6~10 位	10 /4
	改善率	10 点
	上位 11 位~	10 点

2 後発医薬品

平成30年度中の実施状況を評価する(ただし、②・③については、平成29年度の実績を評価する)。

達成基	準	加点
① 後発医薬品の差額通知の事業を実施り替えが行われているか確認をしている		3 点
② 後発医薬品の使用割合が一定水準	i 80%以上	10 点
を上回っているか。	ii i は達成していないが、全国	
	自治体上位3割以上	7点
	(H29:75.38%以上)	
	iii i 及びii は達成していない	
	が、全国自治体上位 6 割以上	5 点
	(H29:71.32%以上)	
	iv i~iiiは達成していないが、	_
	府内自治体平均以上	3 点
	(H29:66. 92%以上)	
③ 後発医薬品の使用割合が前年度と	i 5ポイント以上上昇している	5 点
比較し、上昇しているか。	ii i は達成していないが、3ポ	3点
	イント以上上昇している	9 W

3 重複・多剤投与者に対する取組

平成30年度中の実施状況を評価する。

達 成 基 準	加点
重複・多剤投薬者の抽出基準を設定し、対象者を抽出した上で、その者	
に対して服薬情報の通知や個別に訪問・指導するなどの取組を実施してい	2点
るか。	

4 給付の適正化に係る取組状況

(1) レセプト点検の充実・強化

平成 30 年度中の実施状況を評価する (ただし、②・③については、平成 29 年度の実績を評価する)。

達 成 基 準	加点
① 複数の医療機関で受診した同一患者に係る点検を実施しているか。	1点
② 平成29年度(4~3月)の1人当たりの財政効果額が前年度(4~3月 と比較して、向上しているか。	1点
③ 平成29年度の1人当たりの財政効果額が全国平均を上回っているか。	1 点
④ 介護保険との給付調整を行うため、介護保険関係課からの情報提供(目	
民健康保険団体連合会介護給付適正化システムから提供される突合情	自 1点
報)を受け適切にレセプト点検を行っているか。	
⑤ 柔道整復療養 i 柔道整復療養費支給申請書について、資格点	2点
費の適正化に係 検・内容点検ともに実施率が100%となっている	2 点
る取組を実施し ii 多部位、長期又は頻度が高い施術患者に対する	
ているか 負傷部位や受診原因の調査等及び指導のいずれも	2 点
実施している	

(2) 一部負担金の適切な運営

平成30年度中の実施状況を評価する。

達 成 基 準	加点
医療機関からの申請がある場合、一部負担金の保険者徴収制度を適切に	1 .8:
運営しているか。	1点

5 特定健康診査・特定保健指導の実施状況

(1) 特定健康診査の実施

平成28年度の実績を評価する。

達成基	甚 準	加点
① 特定健康診査の受診率が一定水準	i 第二期特定健康診查等実施計	-
を上回っているか。	画期間における目標値(60%)	10 点
	を達成している	
	ii i は達成していないが、全国自	7.1=
	治体の上位 3 割 (46. 52%) 以上	7 点
	iii i 及びii は達成していないが、	
	全国自治体上位 5 割 (40. 98%) 以	5 点
	<u> </u>	
	iv i~iiiは達成していないが、府	n JE
	内自治体上位 5割(34.47%)以上	3 点
② 特定健康診査の受診率が3ポイント	以上向上しているか。	5 点
③ 特定健診未受診者がかかりつけ医等	等の医療機関で生活習慣病等の治療	
を受けられている場合、その医療デー	ータを医療機関から情報提供を受け	3 点
る等の事業を実施しているか。		

(2) 特定保健指導の実施

平成28年度の実績を評価する。

達成	基 準	加点
① 特定保健指導の実施率が一定水準	i 第二期特定健康診査等実施計	
を上回っているか。	画期間における目標値(60%)	10 点
`.	を達成している	
	ii i は達成していないが、全国自	7 占
	治体の上位 3 割 (50.00%) 以上	7 点
	iii i 及びii は達成していないが、	
	全国自治体上位 5 割 (33. 75%) 以	5 点
	上	-
	iv i~iiiは達成していないが、府	ط و
	内自治体上位 5 割 (17. 62%) 以上	3 点
② 特定保健指導の実施率が5ポイント	、以上向上しているか。	5 点

(3) メタボリックシンドローム該当者及び予備群の状況

平成28年度の実績を評価する。

達成	基準	加点
① メタボリックシンドローム該当者	i 第二期特定健康診查等実施計	
及び予備群の減少率。	画期間における目標値(25%)	7 点
	を達成している	
	ii iは達成していないが、減少率	
	が全国自治体の上位 3 割	5 点
	(7. 20%) 以上	
	iii i 及びii は達成していないが、	
	減少率が全国自治体上位 5 割	点 8
	(2.01%) 以上	
② メタボリックシンドローム該当者	及び予備群の減少率が前年度と比較	3 点
し、3ポイント以上向上しているか		0 点

6 がん検診・歯科健診の実施状況

平成28年度中の実績を評価する(ただし、③及び④については、平成30年度の実績を評価する)。

達成基準	加点
① 胃がん、肺がん、大腸がん、子宮頸がん、乳がんの5つのがん検診の 平均受診率が全自治体の上位5割 (15.03%)を達成しているか。	1点
② ①に掲げる5つのがん検診の平均受診率が1ポイント以上向上しているか。	1点
③ 特定健診受診者のうち、特定健診とがん検 i 80%以上	5 点
診を同日・同場所で実施しているものの割合 ii i は達成していないが一定水準を上回っているか(ただし、同 が、60%以上	4点
日・同場所によらなくても、被保険者の利便 iii i 及び ii は達成して性が確保され、特定健康診査の受診率向上の いないが、40%以上	3 点
促進につながると認められる場合には、セッ iv i ~ iii は達成してい ト検診とみなす)。 ないが、20%以上	2 点
v i ~ ivは達成してい ないが、0%超	1点
④ 歯科健診を実施しているか。	1点

7 広く加入者に対して行う予防・健康づくりの取組の実施状況

(1) 個人へのインセンティブの提供

平成30年度中の実施状況を評価する。

達 成 基 準	加点
① 一般住民の予防・健康づくりの取組や成果に対しポイント等を付与し、	
ポイント数に応じて報奨を設けるなど、一般住民による取組を推進する	3 点
事業を実施しているか。	
② ①の事業実施にあたり、PDCA サイクル等で見直しを行うことができる	
よう、インセンティブが一般住民の行動変容につながったかどうか、効	3 点
果検証を実施しているか。	
③ 商工部局との連携、地域の商店街との連携等の「健康なまちづくり」	3 点
の視点を含めた事業を実施しているか。	9 点
④ 大阪府において実施する「健康づくり支援プラットフォーム整備等事	7 년
業」に参加、あるいは同水準の事業を独自に実施しているか。	7点

(2) 分かりやすい情報提供

平成30年度中の実施状況を評価する。

	達 成 基 準	加点
次	に掲げる①~④のすべての条件を満たした取組を実施しているか。	
	① 特定健診等の受診者に、ICT等を活用して健診結果を提供している	
	<i>τ</i> ν.	
	② 疾病リスクとの関係で検査の数値の持つ意味について分かりやす	
条	く説明しているか。	2 点
件	③ 疾病リスクにより医療機関を受診することが必要な場合には、確実	
	に受診勧奨を実施しているか。	
	④ 検査値を改善するための個人の状態に応じた生活習慣についての	
	アドバイスも提供しているか。	

8 汎用性の高い行動変容プログラムの取組状況

平成30年度における「汎用性の高い行動変容プログラム」(平成26年6月4日及び平成27年6月1日開催の「行動変容推進事業説明会」において大阪がん循環器病予防センターが提示した「汎用性の高い行動変容プログラム」(高血圧対策、禁煙支援、特定健診受診率向上、特定保健指導実施率向上及び高血糖対策)をいう。)の取組状況を評価する

なお、特定健診受診率向上及び特定保健指導実施率向上に関する「汎用性の高い行動変容プログラム」に沿った取り組みを実施していない場合であっても、前年度の特定健康診査受診率 又は特定保健指導実施率が、それぞれ前々年度の特定健康診査の全国平均受診率又は特定保健 指導の全国平均実施率に達している場合は、それぞれ次号に定める「標準」区分として取り組んでいるものとみなす。

達 成 基 準		加点
「高血圧対策」、「禁煙支援」、「特定健診受診	充実レベル	各3点
率向上(※)」、「特定保健指導実施率向上(※)」		(※について
及び「高血糖対策」の各プログラムの取組状況		は、各5点)
	標準レベル	各2点
		(※について
		は、各3点)
	最低限レベル	各1点

9 糖尿病等の重症化予防に係る取組等の実施状況

平成30年度中の実施状況を評価する。

	達 成 基 準	加点
1	次のi~ivのすべてを満たす取組みを実施しているか。	
	i 対象者の抽出基準が明確であること。	
条	ii かかりつけ医と連携した取組であること。	3 点
件	iii 保健指導を実施する場合には、専門職が取組に携わること。	
	iv 事業の評価を実施すること。	
2	①を達成した上で、受診勧奨を、全ての対象者に対して、文書の送付	
	等により実施しているか。また、実施後、対象者の受診の有無を確認し、	2 点
	受診が無い者には更に面談等を実施しているか。	
3	①を達成した上で、保健指導を受け入れることを同意した全ての対象	
	者に対して、面談、電話又は個別通知を含む方法で実施しているか。ま	2 点
	た、実施後、対象者の HbAlc、eGFR、尿蛋白等の検査結果を確認し、実	
	施前後で評価しているか。	
4	大阪府非肥満血圧高値者・高血糖値者受診勧奨推進事業において、非	
	肥満者のうち、血圧高値・血糖高値者への受診勧奨対象者で受診完了あ	2 点
	るいは再勧奨を実施した人数が50%以上であるか。	

10 データヘルス計画の策定状況

平成30年度中の実施状況を評価する。

達 成 基 準	加点
① データヘルス計画を策定し、これに基づき保健事業を実施しているか。	2 点
② データヘルス計画に係る平成30年度の個別の保健事業について、デー	2 点
タヘルス計画の目標等を踏まえた評価指標が設定されているか。 ③ データヘルス計画に係る平成29年度の個別の保健事業について、定量	
③ データヘルス計画に係る平成29年度の個別の保健事業について、定量的な評価指標に基づき評価を行っているか。	2 点
④ データヘルス計画に係る平成30年度の保健事業の実施・評価につい	
て、国保部局・高齢者医療部局・保健関係部局・介護部局等の関係部局	2 点
による連携体制が構築されているか。	
⑤ データヘルス計画に係る平成30年度の保健事業の実施・評価につい	2 点
て、府(保健所を含む。)との連携体制が構築されているか。	2 点
⑥ データヘルス計画に係る平成30年度の保健事業の実施・評価につい	
て、学識経験者、地域の医師会、歯科医師会、薬剤師会、看護協会、栄	2 点
養士会等の保健医療関係者などとの連携体制が構築されているか。	
⑦ KDB 等各種データベースを活用し、データヘルス計画に係る保健事業	
の実施・評価に必要なデータ分析(医療費分析を含む。)を行っている	2 点
<i>か</i> ₀	

11 地域包括ケアに係る取組状況

平成30年度中の実施状況を評価する。

達 成 基 準	加点
① 地域包括ケアの構築に向けた医療・介護・保健・福祉・住まい・生活	
支援など部局横断的な議論の場への国保部局の参画(庁内での連携や地	1点
域ケア会議での連携)	
② KDB等を活用してハイリスク群・予備軍等のターゲット層を抽出し、医	1点
療・介護・福祉関係者等と共有	1
③ ②により抽出されたターゲット層に対するお知らせ・保健師の訪問活	
動、介護予防を目的とした運動予防の実施、健康教室等の開催、自主組	1点
織の育成等について、国保部局としての支援の実施	·
④ 国保直診施設を拠点とした地域包括ケアの推進に向けた取組の実施	1点
⑤ 後期高齢者医療制度又は介護保険制度と連携した保健事業を実施	1点

12 第三者求償に係る取組状況

平成30年度中の実施状況を評価する。

達 成 基 準	加点
① 第三者行為によって生じた保険給付の疑いのあるレセプトを抽出し、被保険者に確認作業を行っているか。	2 点
② 第三者求償の適正な事務を行うために、一般社団法人日本損害保険協会等と 締結した第三者行為による傷病届の提出に関する覚書に基づく様式に統一し て、代行されているか。	2 点
③ 第三者求償事務に係る評価指標 (2必須指標) について、数値目標を達成しているか。(平成28年4月4日国民健康保険課長通知)。	2 点
④ 消防や地域包括支援センター、警察、病院、保健所、消費生活センター等の 関係機関から救急搬送記録等の第三者行為による傷病発見の手がかりとなる 情報の提供を受ける体制を構築しているか。	2点
⑤ 各市町村のホームページにおける第三者求償のページを設け、傷病届の提出 義務について周知し、傷病届の様式(覚書様式)と、第三者行為の有無の記載 欄を設けた高額療養費等の各種申請書をダウンロードできるようにしている か。	2 点

(非肥満血圧高値者・血糖高値者への受診勧奨推進事業)

第12 非肥満血圧高値者・血糖高値者への受診勧奨推進事業については、次に定めるところにより 交付する。

1 交付方針

「大阪府国民健康保険非肥満血圧高値者・血糖高値者受診勧奨推進事業実施要領」(平成 27 年 5 年 15 日付け国健第 1228 号・健第 1435 号 大阪府福祉部国民健康保険課長及び大阪府健康 医療部保健医療室健康づくり課長通知。以下「要領」という。)に定める受診勧奨又は受診状況の確認(以下「受診勧奨等」という。)の実施完了の実績に対して交付する。

2 交付額の算定

交付額 = 5,000 円 × 受診勧奨等完了人数 (平成31年4月から令和元年11月までの間に 特定健康診査を受診し、かつ令和2年2月までの間に要領に定める受診勧奨等を完了した人数)

なお、次の各号に掲げる人数については、前項の受診勧奨等完了人数に含むものとする。

- (1) 平成 30 年 12 月から平成 31 年 3 月までの間に特定健康診査を受診し、かつ令和 2年 2 月までの間に要領に定める受診勧奨等を完了した人数
- (2) 平成 30 年 11 月以前に特定健康診査を受診した者で平成 31 年 3 月から令和 2 年 2 月までの間に要領に定める受診勧奨等を完了した人数

189-衆-厚生労働委員会-9 号 平成 27 年 04 月 17 日

〇堀内(照)委員 今、いろいろありましたけれども、大臣は一方で、この三千四百億円 の追加公費投入で、一般会計からの繰り入れの必要性は相当程度解消すると考えていると も述べられております。

今、市町村が独自に行っておりますこの<u>一般会計からの繰り入れをやめてしまったら、</u> これは保険料の軽減につながらないんじゃないでしょうか。

〇唐澤政府参考人 一般会計からの繰り入れにつきましての御質問でございます。

国保はさまざまな御指摘のような構造的な問題を抱えておりまして、私どもの方は、計画的、段階的な赤字の解消に取り組んでいただくよう、これまでも市町村の方にお願いをしてまいりました。

今回、先ほど大臣からお話がございましたように、三千四百億円の財政支援の拡充を行うことにしております。このほかに、予期せぬ給付増あるいは保険料の収納不足ということで財源が足りなくなった場合に備えまして、財政安定化基金というものを都道府県に設置することとしております。また、このほか、保健事業の推進でございますとか、医療費の適正化等の取り組みも行っていただいて、保険料の適切な設定に取り組んでいただきたいと考えております。

一般会計からの繰り入れにつきましては、これは自治体の判断で御判断いただくことでございますので、私どもがこれをどうということは申し上げられませんけれども、今回の改革によって、さまざまな、三千四百億や基金の設置等をあわせまして国保の財政基盤の強化を図ってまいりたいと考えております。

〇堀内(照)委員 いろいろ言われましたけれども、今、一般会計の繰り入れは三千五百四十四億円ですね。ですから、その額だけ見ても、保険料軽減ということにはやはりつながらないと思うわけです。

また、法案では、都道府県が市町村に標準保険料率を示すということになりますが、この標準保険料率というのは、市町村が行っている一般会計からの繰り入れを解消するということを一方で言われているわけですから、この保険料率には繰り入れというのは反映されるんでしょうか。

○唐澤政府参考人 都道府県の定める標準保険料率でございますけれども、一般会計の繰り入れ自体は、今現在は市町村の方の御判断で実施をされているものでございますので、私どもの方は、現在の考え方は標準的な住民の皆さんの負担の見える化を図りたいということで、納付金の算定に当たりましては、一般会計からの繰り入れというものは勘案をせずに算定をしていただきたいというふうに考えております。各市町村が、共通な、基本的な要素で納付金の算式を示したいということを考えているところでございます。

〇堀内(照)委員 これでは、当然、多くのところで現に今被保険者が支払っている保険料よりも高い額の標準保険料率が示されることになるわけです。保険料はあくまで市町村

が決めるということで、繰り入れの問題も今独自の判断だという御答弁がありましたけれ ども、一般会計からの繰り入れの解消、こういうことを示すことによって、都道府県が市 町村に解消せよということを押しつけるようなことは当然あってはならないと思いますけ れども、それは御確認いただけますか。

〇唐澤政府参考人 今回の三千四百億円という規模は、現在の国民健康保険の保険料が約 三兆円でございますので、一割強というような水準の財政基盤の強化をお願いしたいと考 えているわけでございます。

したがって、一般会計の繰り入れの現在赤字の対応にはかなり効果を発揮できるのではないかと考えておりますけれども、ただ、今御指摘いただきましたように、一般会計からの繰り入れをどうするかということにつきましては、それぞれの自治体で御判断をいただく。ただ、私どもといたしましては、国民健康保険の健全な運営ということに努めていただきたいと思いますが、これを制度によって禁止するというふうなことは考えていないところでございます。

〇堀内(照)委員 繰り入れをやめさせるということは一方的にできないということを確認しておきたいと思います。

ならば、この保険料が高過ぎるという住民の声に応えた市町村の努力にこそ国が応えるべきだと思うわけです。この法案の方向は、標準保険料率を示し、将来的な保険料負担の平準化を進める、一般会計からの繰り入れも解消を目指すような方向だということでは、保険料の軽減にならないということはもう明らかだと思います。

大阪府議会健康福祉常任委員会(2017年11月1日)

(中略)

◆ (宮原威君) 標準保険料率をつくる以上、保険料は心配しなくても今よりもうんと接近をします。それは当然、標準保険料率を出して、納付金を常設するわけですから、その納付金に合わそうと思えば、当然、接近をします。だから、その知事の心配は全く当たらないということを申し上げておきたいと思います。

それから、同時に、一般会計からの繰り入れを認めないとすると、例えばシングルマザーで子ども一人の場合に、東大阪だと年五万円ぐらい上がるケースがあるんですね、低所得の場合ね。それから、年金の所得の場合でも年五万円ぐらい上がる。シングルマザーとか年金のひとり暮らしで月に五千円とか三千円とか国保料が上がるという残酷さを知事は考えたことがありますか。そういう残酷な事態をなくすために、当面、少なくとも一般会計からの繰り入れは認めるべきじゃないかと。赤字補填なんかについては、計画的にもちろん解消せなあかんと思いますけど、そのことを言うてるんです。

◎知事(松井一郎君) 今、宮原委員が言われたシングルマザーで国保料が減免されている方、それから高齢者で国保料の減免を受けられている方、これは福祉政策ですよね、福祉政策。我々は保険医療制度の話をしています。福祉政策においては、これは、一般会計というのでいうならば、同じ財布ですから、各市町村でまた新たな福祉政策にその部分は回していただいたら、その方々を助けることはできると、こう思っています。

だから、今、保険料の話と福祉政策の話を全て合致されて話をされるとちょっと困ります。保険料の話は、これは一つの大きな考え方として、これから十年、二十年先に、我々は、大阪府域では統一した保険料で、府内どこに住んでも負担感の格差がない、そういうものを目指しております。

今、宮原委員が言われたシングルマザーの方々、そして高齢者の方々を助けていく、これは減免制度というものだけで考えることではなくて、福祉政策ですから、その部分で、 市町村で他の福祉政策にその財源を回していただければ、これは十分対応可能なことだと、 こう思っています。

◆ (宮原威君) そこまで知事がおっしゃるんでしたら、その制度を大阪府が主導してつくってからやってくださいよ。現実にもう来年から毎月四千円、五千円、取られるんですよ、余計に。その制度をつくりもせんと、そっちは福祉政策と、そんな抽象的なことを論議してない。そういった制度を大阪府がつくって、その上で二年後なら二年後、五年後なら五年後に統一したらいいじゃないですか。

◎知事(松井一郎君) 宮原委員、事実誤認があります。これ、来年から何千円か負担ということを今お話しされましたけど、これは激変緩和期間がありますから、即、来年からということにはなりません。その激変緩和の間に、市町村とどういう形で激変緩和をされるのかということを六年の間にやってくださいということで話し合いしていますから。だから、今の一般会計の話と同じです。一般会計も六年間の猶予期間の中で段階的に繰り入れをやめてもらいたいということを我々は申し上げているわけで、今、宮原委員が言われ

る来年四月からということにはなりません。

◆(宮原威君) 激変緩和で来る予算は、大体、一般会計からの繰り入れの十分の一です。 したがって、全く本当の意味の激変緩和にはなりません。その認識はありますか。

◎知事(松井一郎君) ですから、宮原委員、一般会計の繰り入れを即、来年四月からやめてくれと言っているんじゃありません。六年間の間にこの……。

◆ (宮原威君) 激変緩和は十分の一しか来ないと言うてる。

◎知事(松井一郎君) いや、だから、一般会計もまだ続くわけです、宮原委員が言われるように。即、四月からやめなさいということを言っているわけじゃありません。そして、これ、今、市町村と話をしているのは、努力目標として六年ということを話しています。 ルールとして六年できちっと定められているものではない。だから、一般会計からの繰り入れは、やはりこれは違法ではありませんが、税の公平性ということからいうと問題があるというのが我々の考えで、六年間の間にこれを見直していただきたいという、これはお願いをしているわけです、市町村に対して。ですから、来年四月から、まさに宮原委員が言われるように、そういう低所得の皆さん、シングルマザーの皆さんがいきなりそういう大きな負担になるというのは、まさに印象操作ですから、これは違いますということははっきり申し上げておきます。

◆ (宮原威君) 印象操作じゃないよ。だって、十分の一しか来ないんですから。しかも、 その金はどんどん減っていくんですから、激変緩和で来る予算というのは。したがって、 少なくとも、努力目標だと言われました、ほんでお願いだと言われました、ということは、 当然、市町村の自主的に決める権利は担保されていると、今の答弁で考えていいですね。

◎知事(松井一郎君) <u>権限は市町村にあります、市町村の予算ですから。</u>ただ、我々は市町村に対して、一般会計からの繰り入れというのは税の公平性を考えたときに問題だと、こう思っておりますから、できるだけこの六年の間に一般会計の繰り入れについては、これは見直していただきたいということを申し上げ続けます。

○委員長(山下浩昭君) 宮原委員に申し上げます。申し合わせの時間が経過しておりますので、質問は簡潔にお願いをいたします。

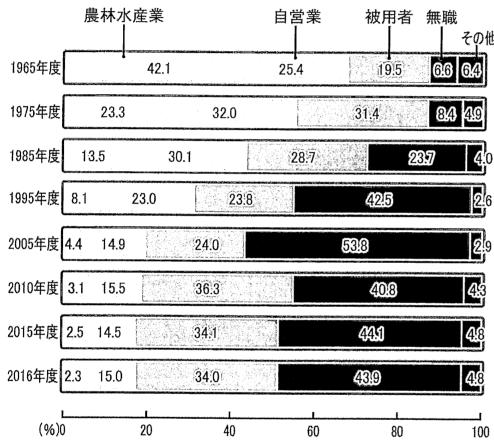
◆ (宮原威君) 質問はいたしません。

六年間で解消するというふうにおっしゃいましたが、そんな簡単な制度でないということと、負担が今でも非常に重い中で、当然、身近な暮らしに寄り添うという立場からいえば、バランスをとりながらも、一般会計からの繰り入れというのは続けながら、なおかつ保健事業などで医療費の伸びを抑制しながらやるという市町村の努力をぜひ尊重していただきたいと、それは一応、約束をしていただきましたので、それで質問を終わります。ありがとうございました。

平成30年度 保険給付費等交付金(特別交付金)大阪府繰入分

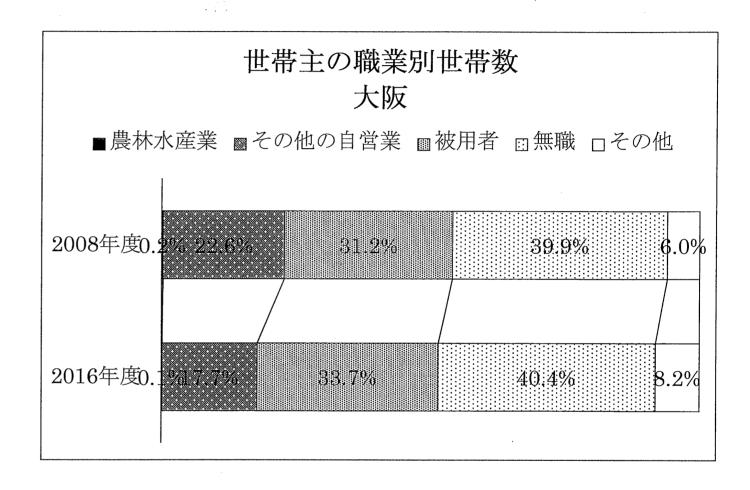
	十八304尺	ľ	寻义 的.	並 (特別文刊 並 I 財政の健全	() 大阪府繰人分 	1	Ⅱ 広域化の推進()		, ·	Ⅲ 健康づくり・医療	豊富で化(占粉公)	1		/ = `	, ,	
	市町村	被保険者数 H29.6.1		r					 	T		合計	(イ) 点数分交付額	(ロ) 広域化の推進 シュニノ 30枚乗	(ハ) 非肥満血圧高値・ ぬ物高焼き。の	交 付 額 計 (イ)+(ロ)+(ハ)
	.,	A	得点	(30+得点)×A (B)	交付額(C) ①×(B/B全体)	得点	(30+得点)×A (B)	交付額(C) ②×(B/B全体)	得点	(30+得点)×A (B)	交付額(C) ③×(B/B全体)	点数	I+II+II(円)	システム改修費 (千円未満切捨て後)	血糖高値者への 受診勧奨事業	(千円未満四捨五入)
1	大阪市	686,949	79	74,877,441	427,235,642	60	61,825,410	476,151,580	77	73,503,543	604,189,850	216	1,507,577,072	8,672,000	2,225,000	1,518,474,000
2	堺市	201,550	117	29,627,850	169,050,563	95	25,193,750	194,030,963	59	17,937,950	147,447,686	271	510,529,212	13,505,000	0	524,034,000
3	岸和田市	48,810	100	6,345,300	36,205,008	60	4,392,900	33,832,146	95	6,101,250	50,151,505	255	120,188,658		1,135,000	121,324,000
4	豊中市	88,991	116	12,992,686	74,133,657	30	5,339,460	41,122,126	85	10,233,965	84,121,901	231	199,377,685	1,760,000	0	201,138,000
5	池田市	23,121	60	2,080,890	11,873,140	30	1,387,260	10,684,054	60	2,080,890	17,104,653	150	39,661,848		0	39,662,000
6	吹田市	75,048	49	5,928,792	33,828,497	30	4,502,880	34,679,162	88	8,855,664	72,792,441	167	141,300,100		5,060,000	146,360,000
7	泉大津市	17,505	95	2,188,125	12,485,002	130	2,800,800	21,570,505	61	1,592,955	13,093,889	286	47,149,396		95,000	47,244,000
8	高槻市	81,424	140	13,842,080	78,980,129	5	2,849,840	21,948,190	89	9,689,456	79,646,106	234	180,574,424		1,905,000	182,479,000
9	貝塚市	20,376	81	2,261,736	12,905,011	95	2,547,000	19,615,852	78	2,200,608	18,088,720	254	50,609,583		995,000	51,605,000
10	守口市	35,935	107	4,923,095	28,090,191	130	5,749,600	44,280,841	92	4,384,070	36,036,502	329	108,407,534		0	108,408,000
11	枚方市	92,896	95	11,612,000	66,255,740	40	6,502,720	50,081,033	109	12,912,544	106,139,483	244	222,476,256	1,080,000	1,580,000	225,136,000
12	茨木市	59,747	135	9,858,255	56,249,223	85	6,870,905	52,916,629	92	7,289,134	59,915,762	312	169,081,614		230,000	169,312,000
13	八尾市	68,656	102	9,062,592	51,709,330	30	4,119,360	31,725,463	72	7,002,912	57,563,053	204	140,997,846		505,000	141,503,000
14	泉佐野市	23,611	104	3,163,874	18,052,430	95	2,951,375	22,730,167	101	3,093,041	25,424,407	300	66,207,003		625,000	66,832,000
15	富田林市	28,294	106	3,847,984	21,955,824	40	1,980,580	15,253,539	109	3,932,866	32,327,662	255	69,537,025		170,000	69,707,000
16	寝屋川市	60,627	77	6,487,089	37,014,027	60	5,456,430	42,022,977	98	7,760,256	63,788,325	235	142,825,329	2,142,000	1,395,000	146,362,000
17	河内長野市	27,661	124	4,259,794	24,305,529	80	3,042,710	23,433,588	88	3,263,998	26,829,652	292	74,568,769		390,000	74,959,000
18	松原市	33,185	38	2,256,580	12,875,592	95	4,148,125	31,946,998	84	3,783,090	31,096,522	217	75,919,113		385,000	76,304,000
19	大東市	32,608	66	3,130,368	17,861,251	40	2,282,560	17,579,253	66	3,130,368	25,731,230	172	61,171,735	-	120,000	61,292,000
20	和泉市	43,408	115	6,294,160	35,913,213	50	3,472,640	26,744,716	85	4,991,920	41,032,953	250	103,690,881	2,948,000	165,000	106,804,000
21	箕面市	31,306	64	2,942,764	16,790,820	40	2,191,420	16,877,334	100	4,069,780	33,453,078	204	67,121,233		180,000	67,301,000
22	柏原市	17,562	70	1,756,200	10,020,525	75	1,844,010	14,201,738	95	2,195,250	18,044,678	240	42,266,941		685,000	42,952,000
23	羽曳野市	29,426	78	3,178,008	18,133,075	110	4,119,640	31,727,620	94	3,648,824	29,992,873	282	79,853,568		140,000	79,994,000
24	門真市	35,145	53	2,917,035	16,644,016	70	3,514,500	27,067,103	98	4,498,560	36,977,596	221	80,688,714	567,000	435,000	81,691,000
25	摂津市	21,599	80	2,375,890	13,556,351	40	1,511,930	11,644,207	123	3,304,647	27,163,781	243	52,364,339		190,000	52,554,000
26	高石市	13,554	62	1,246,968	7,114,949	65	1,287,630	9,916,749	86	1,572,264	12,923,812	213	29,955,509	248,000	160,000	30,364,000
27	藤井寺市	16,520	67	1,602,440	9,143,201	75	1,734,600	13,359,111	134	2,709,280	22,269,940	276	44,772,252		920,000	45,692,000
28	東大阪市	124,680	122	18,951,360	108,132,655	40	8,727,600	67,216,061	76	13,216,080	108,634,510	238	283,983,226		920,000	284,903,000
29	泉南市	19,676	108	2,715,288	15,492,888	30	1,180,560	9,092,144	80	2,164,360	17,790,766	218	42,375,798		445,000	42,821,000
30	四條畷市	13,929	98	1,782,912	10,172,938	60	1,253,610	9,654,742	69	1,378,971	11,334,968	227	31,162,647		0	31,163,000
31	交野市	17,197	109	2,390,383	13,639,045	60	1,547,730	11,919,922	104	2,304,398	18,941,861	273	44,500,829	1,490,000	1,515,000	47,506,000
32	島本町	6,641	99	856,689	4,888,095	120	996,150	7,671,901	77	710,587	5,840,935	296	18,400,931		255,000	18,656,000
33	豊能町	5,933	124	913,682	5,213,286	20	296,650	2,284,665	88	700,094	5,754,684	232	13,252,636	259,000	0	13,512,000
34	能勢町	3,255	60	292,950	1,671,514	85	374,325	2,882,883	51	263,655	2,167,211	196	6,721,608		40,000	6,762,000
35	忠岡町	4,163	87	487,071	2,779,129	80	457,930	3,526,771	112	591,146	4,859,146	279	11,165,046		80,000	11,245,000
36	熊取町	10,840	121	1,636,840	9,339,480	80	1,192,400	9,183,330	99	1,398,360	11,494,343	300	30,017,153		535,000	30,552,000
37	田尻町	1,725	87	201,825	1,151,573	85	198,375	1,527,795	85	198,375	1,630,617	257	4,309,986		35,000	4,345,000
38	阪南市	14,706	77	1,573,542	8,978,315	65	1,397,070	10,759,607	108	2,029,428	16,681,642	250	36,419,563		690,000	37,110,000
39	岬町	4,600	89	547,400	3,123,354	75	483,000	3,719,849	42	331,200	2,722,422	206	9,565,626		70,000	9,636,000
40	太子町	3,381	94	419,244	2,392,122	5	118,335	911,363	128	534,198	4,391,040	227	7,694,525		0	7,695,000
41	河南町	4,080	102	538,560	3,072,915	10	163,200	1,256,893	82	456,960	3,756,154	194	8,085,962		5,000	8,091,000
42	千早赤阪村	1,783	127	279,931	1,597,230	20	89,150	686,593	34	114,112	937,986	181	3,221,810		0	3,222,000
43	大阪狭山市	13,510	105	1,823,850	10,406,522	50	1,080,800	8,323,837	82	1,513,120	12,437,655	237	31,168,014		240,000	31,408,000
	合計	2,165,613	3,989	266,471,523	1,520,433,000	2,640	193,176,920	1,487,762,000	3,735	243,644,129	2,002,724,000	10,364	5,010,919,000	32,671,000	24,520,000	5,068,114,000

全国 国保世帯主の職業別 世帯構成割合の変化



注)2005年度と2010年度の間で「無職」が減っているのは、2008年 に後期高齢者医療制度が創設され、75歳以上の世帯主が国保 を脱退したため

出典:厚労省保険局『国民健康保険実態調査報告』各年度版



	<u> </u>	: ·		•	
٠,	· .	· 昭和 6 3 年度原	所得に占める保険料 	[負担割合 (大阪)	存).
ß	录	全被保険者 1.1人当り調定額	. 1人当り 旧ただし書所得	A/B	順
	·	(A)	(B) ·	(%)	位
-6	1年度総計 .	52,472	617,000	8.50	_
. 6	2.年度総計	·· , 56,450 .	686,000	8.23	_
·6:	3.年度総計	61,791	. 771,000	. 8.01	-
001:	大阪市	54,294	668,000	8.13	22
002	.堺 : 市	59,799	762,000	7.85	23
003:	岸和:田市	63,959	6,55,000	9.76	6
004	费 中 市	66,474	. 914,000	7.27	30
005	池:田市	71,025	1,106,000	6.42	41
00ė	:吹:"田 市	61,818	1,026,000	6.03	42
007	泉:大:津市	68, 262	655,000	10.42	3.
800	高機市	62,814	900,000	6,98	33
009	·貝兰塚市	67,950	597,000	. 11.38	1
010		75,708	. 774,000	9.78	5
011	枚 方 市	73,905	833,000	8.87	14
012	"茨!:木 市	73,170 .	981,000	7.46	28
013	:八二尾 市	64,089	775,000	8.27	19
014	泉佐野市	62,979	813,000	7.75	. 26
015	宿田林市	66,035	954,000	. 6.92	34
016	"寝屋川市	70,962	905,000	7.84	24
017	- 河内長野市	. 69;893	911,000	7.67	27
018	·松·源市	64,797	680,000	9.53	: 7
019	'大': 東 市	71,430	769,000	9.29	8
020	和泉市	63,774	816,000	· 7.82	25
021	- 箕: 面市	67,755	1,260,000	. 5.38	44
022	柏原市	62,959	758,000	8.31	·17
023	羽曳野市	60,475	737,000	8.21	20
024	門真市	81,985	774,000	10.59	2
025	摄·津市	60,988	917,000	6.65	37
026	高石市	67,559	813,000	: 8,31	18
027	•	60,360	846,000.	7.13	32
028	東大阪市	66,461	813,000	8.17	21
029	・泉∵湾 市	44,652	654,000	6.83	36
030.	四条畷市	74,138	742,000	. 9,99	4
031	交》野市	· 74,093	804,000	9.22·	10
032,	島本町	. 66,788	720,000	9.28	9
033	·豐i:能 町	63,727	1,125,000	5.66	43
034	能势町	56,626	628,000	9.02	11
035			- 708,000	8.99	12
036	熊·取町	63,878	888,000	7.19	31
037	:田 尻 町	52,846	810,000	. 6.52	40
038	阪:南町	66,436	797,000	8.34	16
039	解町	65,815	741,000	8.88	13
040		57,993	882,000	6.58	39
041	河南町	57, 107	779,000	7.33	29
042	1 -	. 62,687	725,000	8.65	15
	· 大阪狭山市,	64,926	982,000	. 6.61	38
044	美原町	61,643	896,000	. 6,88	35

4 保険料(税)

〈平成30年度国民健康保険実態調査結果〉

[単位:円]

	12.0	内	訳	平成29年度)	所得に占める保険料(税)負担割	合(大阪府)	[+- Tr. 1]
保	険	者 名		全被保険者1人当たり調定額A	1人当たり旧ただし書所得B	A/B (%)	順位
1	大		市	87, 495	521, 342	16. 78	31
2	堺		市	86, 923	• 512, 500	16. 96	28
3	岸	和 田	市	96, 965	498, 571	19. 45	7
4	豊	中	市	90, 344	718, 396	12. 58	43
5	池	田	市	109, 584	649, 328	16. 88	29
6	吹	田	市	110, 095	. 731, 638	15. 05	41
7	泉	大 津	市	86, 191	480, 907	17. 92	17
8	高	槻	市	95, 368	591, 358	16. 13	36
9	貝	塚	市	88, 642	470, 378	18. 84	13
10	守	П	市	90, 346	478, 517	18. 88	12
11	枚	方	市	92, 235	542, 709	17. 00	26
12	茨	木	市	108, 157	685, 449	15. 78	40
13	八	尾	市	97, 988	561, 282	17. 46	22
14	泉	佐 野	市	90, 552	477, 045	18. 98	11
15	富	田林	市	95, 356	507, 568	18. 79	14
16	寝	屋川	市	83, 439	499, 945	16. 69	32
17	河	内長野	市	99, 801	524, 720	19. 02	10
18	松	原	市	92, 833	462, 037	20. 09	5
19	大	東	市	91, 331	491, 320	18. 59	16
20	和	泉	市	93, 290	530, 047	17. 60	20
21	箕	面	市	106, 432	805, 668	13. 21	42
22	柏		市	99, 392	501, 366	19. 82	6
23	羽	曳 野	市	91, 276	521, 819	17. 49	21
24	門		市	81, 868	486, 497	16. 83	30
25	摂		市	96, 802	609, 252	15. 89	38
26	高		市	101, 931	487, 849	20. 89	2
27	藤		市	91, 757	489, 069	18. 76	15
28	東		市	86, 971	528, 414	16. 46	33
29	泉		市	76, 664	362, 373	21. 16	1
30	四		市	88, 448	514, 076	17. 21	25
31	交		市	98, 999	606, 682	16. 32	35
32	島		町	108, 746	613, 892	17. 71	19
33	豊		町	108, 654	639, 201	17. 00	26
34	能		町	94, 994	497, 764	19. 08	9
35	忠		町	88, 320	497, 149	17. 77	18
36	熊		町	98, 125	611, 698	16. 04	37
37	田		町上	82, 208	404, 007	20. 35	4
38	阪畑		市	98, 364	475, 993	20. 67	3
39	岬		町	94, 518	494, 809	19. 10	8
40	太		町	98, 549	567, 276	17. 37	23
	河工		町	96, 123	557, 427	17. 24	24
42	ı	早赤阪	- 1	90, 946	556, 529	16. 34	34
	_	医狭山	-	96, 240	606, 433	15. 87	39
本年		市町村割	-	91, 560	546, 821	16. 74	
	F度 	市町村計	-+	90, 210	527, 505	17. 10	
111 14	十戊	市町村	1	88, 524	536, 041	16. 51	

	法定外	繰り入れ(円)		累積収支(円)			基金等保有額(円)	
	2014年度	2017年度	2017年度 /2014年度	2014年度	2017年度	2017年度 -2014年度	2014年度	2017年度
大阪市	14, 177, 849, 616	8, 442, 912, 866	59.6%	-12, 255, 388, 316	1, 618, 150, 357	13, 873, 538, 673	0	0
堺市	61, 681, 434	33, 971, 970	55. 1%	1, 735, 169, 723	1, 316, 650, 425	-418, 519, 298	2, 669, 268, 976	3, 811, 941, 120
岸和田市	248, 337, 064	165, 450, 175	66. 6%	-1, 468, 443, 848	-502, 030, 036	966, 413, 812	0	0
豊中市	902, 189, 000	812, 714, 000	90. 1%	2, 327, 507, 533	1, 306, 793, 093	-1, 020, 714, 440	0	0
池田市	179, 289, 097	144, 379, 014	80. 5%	-581, 476, 235	74, 766, 193	656, 242, 428	0	0
吹田市	828, 030, 804	592, 436, 000	71. 5%	-2, 866, 721, 464	-1, <u>217, 563, 869</u>	1, 649, 157, 595	0	0
泉大津市	220, 156, 336	136, 384, 000	61. 9%	-426, 099, 347	27, 706, 380	453, 805, 727	0	0
高槻市	944, 112, 521	83, 566, 370	8.9%	166, 702, 903	1, 198, 279, 642	1, 031, 576, 739	0	0
貝塚市	8, 700, 261	11, 737, 604	134. 9%	7, 028, 796	304, 005, 409	296, 976, 613	429, 018, 445	0
守口市	313, 254, 000	22, 765, 000	7. 3%	707, 879, 714	695, 855, 390	-12, 024, 324	0	1, 000, 000, 000
枚方市	1, 700, 000, 000	202, 779, 000	11. 9%	-1, 620, 572, 170	561, 662, 073	2, 182, 234, 243	0	0
茨木市	948, 005, 002	32, 829, 056	3.5%	145, 876, 319	874, 630, 853	728, 754, 534	0	0
八尾市	1, 109, 079, 000	361, 323, 000	32. 6%	-888, 808, 526	539, 465, 745	1, 428, 274, 271	200 164 910	<u> </u>
泉佐野市	U	<u>0</u>	FE 00/	419, 012, 021	355, 528, 523	-63, 483, 498	300, 164, 819	19, 756
富田林市	95, 764, 000	53, 444, 000	55. 8%	-87, 515, 852 07, 047, 221	53, 853, 852	141, 369, 704 801, 910, 140	0	1, 130, 566, 991
寝屋川市	655, 784, 010	1, 044, 568, 448 11, 782, 664	159. 3% 106. 4%	97, 047, 331 510, 919, 391	898, 957, 471 853, 300, 804	342, 381, 413	0	191, 359, 066
河内長野市 松原市	11, 069, 000 170, 000, 000	170, 000, 000	100. 4%	-2, 662, 335, 535	-2, 346, 749, 672	315, 585, 863	0	191, 339, 000 N
大東市	77, 059, 483	86, 320, 074	112.0%	-892, 718, 258	314, 874, 279	1, 207, 592, 537	0	0
和泉市	252, 574, 000	122, 338, 000	48. 4%	388, 742, 738	54, 989, 679	-333, 753, 059	1, 524, 724, 616	1, 059, 724, 420
箕面市	466, 395, 000	486, 107, 490	104. 2%	-1, 864, 171, 209	-781, 833, 818	1, 082, 337, 391	391, 658	394, 314
柏原市	131, 789, 982	132, 449, 351	100.5%	-1, 035, 845, 006	-227, 861, 248	807, 983, 758	0 0	001, 011
羽曳野市	35, 322, 438	38, 358, 276	108.6%	571, 568, 230	48, 707, 232	-522, 860, 998	924, 638, 169	675, 456, 807
門真市	475, 776, 700	382, 842, 920	80. 5%	-2, 187, 199, 266	-763, 069, 045	1, 424, 130, 221	021,000,100	0
摂津市	296, 839, 248	270, 085, 204	91.0%	-98, 733, 824	536, 113, 601	634, 847, 425	0	0
高石市	67, 000, 000	67, 000, 000	100.0%	-896, 130, 715	-405, 015, 931	491, 114, 784	0	0
藤井寺市	122, 344, 058	71, 074, 934	58. 1%	0	233, 869, 012	233, 869, 012	7, 878, 660	7, 897, 210
東大阪市	1, 339, 987, 017	673, 483, 000	50. 3%	839, 872, 422	1, 838, 423, 011	998, 550, 589	0	1, 739, 000, 000
泉南市	34, 826, 977	45, 033, 615	129. 3%	-453, 700, 591	183, 784, 435	637, 485, 026	0	0
四條畷市	45, 678, 784	49, 890, 454	109. 2%	6, 119, 151	197, 858, 212	191, 739, 061	152, 391, 566	322, 002, 805
交野市	23, 236, 073	26, 183, 000	112. 7%	67, 695, 480	478, 095, 717	410, 400, 237	170, 550	170, 170, 550
島本町	3, 829, 128	3, 011, 377	78. 6%	72, 285, 720	253, 795, 565	181, 509, 845	196, 695, 643	246, 164, 643
豊能町	10, 811, 857	1, 686, 738	15. 6%	25, 664, 664	259, 068, 048	233, 403, 384	0	0
能勢町	19, 093, 434	1, 364, 463	7. 1%	136, 331, 238	246, 079, 071	109, 747, 833	150, 911, 244	150, 911, 244
忠岡町	11, 229, 360	15, 296, 018	136. 2%	-142, 648, 748	29, 363, 362	172, 012, 110	0	0
熊取町	9, 970, 981	8, 263, 896	82. 9%	-3, 517, 616	141, 399, 101	144, 916, 717	0	0
田尻町	4, 822, 123	3, 187, 507	66. 1%	34, 846, 149	58, 686, 523	23, 840, 374	46, 204, 426	33, 525, 052
阪南市	68, 246, 573	23, 505, 824	34. 4%	-542, 865, 177	14, 095, 478	556, 960, 655	288, 793, 279	263, 165, 050
岬町	1, 539, 229	2, 023, 279	131.4%	61, 983, 907	139, 243, 124	77, 259, 217	225, 576, 071	42, 175
太子町	4, 271, 112	5, 500, 791	128. 8%	1, 376, 825	38, 801, 855	37, 425, 030	40, 335, 220	55, 345, 220
河南町	5, 000, 000	1, 405, 868	28. 1%	216, 269, 881	167, 194, 093	-49, 075, 788	77, 851, 020	78, 312, 670
千早赤阪村	00 000 700	10,007,001	74 00/	86, 263, 203	40, 109, 029	-46, 154, 174	166, 841, 265	142, 601, 334
大阪狭山市	22, 632, 762	16, 807, 391	74. 3%	413, 803, 545	709, 371, 726	295, 568, 181	7 201 055 627	11 070 600 407
計	26, 103, 577, 464	14, 856, 262, 637	56. 9%	-21, 934, 924, 819	10, 419, 404, 744	32, 354, 329, 563	7, 201, 855, 627	11, 078, 600, 427

